

議第37号

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条第1項中「限る。」の次に「次条第1項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第8条の2 給与条例第17条の8（第4項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに」とあるのは「給料の月額及びこれに」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第14条第1項中「者を除く。」の次に「次条第1項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第17条の8（第4項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又

は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三島市条例第25号)第9条第1項に規定する報酬の基本額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士